

○総務省告示第五十六号

無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六条及び第七条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

令和六年三月八日

総務大臣 松本 剛明

令和三年一月から三月までに実施された無線従事者国家試験において合格点を得た試験科目のある者又は総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設を令和三年一月から三月までに卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)であって、令和六年能登半島地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内に居住する者のうち次のいずれかに該当する者

- 一 令和六年一月又は二月に実施された無線従事者国家試験を受験しなかった者
- 二 令和六年三月に実施される無線従事者国家試験を受験しない者

○ 無線従事者規則

(科目合格者等に対する免除)

第六条 次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目(電気通信術を除く。以下この項において同じ。)のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される当該資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該合格点を得た試験科目の試験を免除する。

- 一 第一級総合無線通信士
- 二 第二級総合無線通信士
- 三 第三級総合無線通信士
- 四 第一級海上無線通信士
- 五 第二級海上無線通信士
- 六 第三級海上無線通信士
- 七 第四級海上無線通信士
- 八 航空無線通信士
- 九 第一級陸上無線技術士
- 十 第二級陸上無線技術士

2 以下略

(認定学校等の卒業者に対する免除)

第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)が当該学校等を卒業した日(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した日)から三年以内(総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等を卒業した日(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した日)から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によって、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。